

障害福祉サービス継続支援金のご案内

県では、障害福祉サービス事業者等が継続してサービス提供を行うための備品や大規模災害の備えとしての備蓄品の購入費用として、県内事業者の皆様に支援金を支給します。

【支給対象者・支給金額】 ※支給対象要件の詳細は決まり次第お知らせします。

県内の以下の施設・事業所の設置者（国及び地方公共団体を除く）が対象です。
施設区分に応じて1施設・事業所当たり定額の支援金を支給します。

施設・事業所		支給金額（1施設・事業所当たり）
入所系	施設入所支援、共同生活援助、短期入所（併設型、単独型に限る）、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設	140千円
通所系	生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス	140千円
訪問系	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	200千円
相談系	計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援	100千円

【対象経費】

（1）障害福祉サービス等を円滑に継続するための対応

- ・ 訪問・送迎の移動経費
- ・ 熱中症対策関連経費等

（2）大規模災害等への備え

- ・ 飲料水等備蓄物資経費、衛生用品・医療用品経費等

【申請受付期間】 ※受付開始日、申請方法等は、決まり次第、県ホームページ等でご案内します。

令和8年4月中旬～令和8年6月下旬（予定）

【問合せ先】 ※後日、コールセンターを開設します

（社会福祉等価格高騰支援金と同一のコールセンターとなる予定です）。

長野県健康福祉部障がい者支援課（担当：竹田、荒田）

電話：026-235-7149

E-mail：fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp

※申請の受付等は業者へ委託します（社会福祉施設等価格高騰支援金と一括で委託予定）。
受託者は県ホームページでお知らせします。